

県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価 の結果に関する報告書（平成27年9月）について

「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、県の出資割合が4分の1以上の主要出資法人と出資割合が4分の1未満であるが県が筆頭出資者である団体、いわゆる筆頭出資団体が、自己評価を行い、県が審査及び評価を実施した結果を、報告書として取りまとめました。

今回評価の提出があった法人は、主要出資法人28団体、筆頭出資団体6団体の合わせて34団体です。

出資法人による自己評価は、「目的」「経営計画」「事業」「経営状況」の4部門について、「A」～「D」*の4段階で評価を実施しており、その概要及び県の対応については、以下のとおりです。

- * A (90%～100%)：良好な事象や傾向が見られる
- B (60%～89%)：やや良好な事象や傾向が見られる
- C (30%～59%)：改善を要する
- D (0%～29%)：大いに改善を要する

1 団体自己評価結果

(1) 「目的」(団体の存在意義)について

「C」評価以下の団体はありません。

(2) 「経営計画」(中長期的な視点での運営)について

「C」評価以下の団体はありません。

(3) 「事業」(事業執行や体制についての評価・改善)について

「C」評価以下の団体はありません。

(4) 「経営状況」(財政基盤の健全性)について

「C」評価以下の団体はありません。

2 今後の対応について

県では、引き続き、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、各団体への助言等を的確に行うとともに、当評価の着実な実施を通じて、団体の自律的かつ透明性の高い経営を促進していきます。